

理容所を開設される方へ

<理容所を開設する場合> (理容師法第11条及び第11条の2)

八尾市内において、理容所を開設しようとする者は、理容所の位置、構造設備、管理理容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ八尾市保健所に届け出て、検査及び確認を受けなければなりません。

<営業開始までの手順>

- ① 開設届出(届出書記載事項・添付書類についての審査、届出受理、手数料徴収。)
 - 施設の確認検査の日程調整
- ② 保健所職員による施設の確認検査(※この日までに全ての設備が整っている必要があります。)
- ③ 後日、確認済証の交付

※ 開設届出書の提出は、営業開始の概ね2週間前ごろ(遅くとも10日前まで)にお願いします。(事前の相談については随時対応いたします。)

※ 事業譲渡に伴う届出の場合は、事前に保健所へご相談ください。詳しくは、「理容所の事業譲渡の手続きについて」をご参照ください。

<開設届出>

開設の届出にあたっては、次のものがが必要です。

チェック欄	必 要 書 類 等	備 考
1	<input type="checkbox"/> 理容所開設届出書(様式第1号)	
2	<input type="checkbox"/> 理容所の平面図、付近見取図 ※設計図、住宅地図等の添付でも可 (図中に必要な詳細事項を追記してください。)	
3	<input type="checkbox"/> 従業する理容師全員の理容師免許証	【コピー可】 届出時に窓口で確認後、返却します
4	<input type="checkbox"/> 従業する理容師全員の診断書(参考様式) (結核、感染性皮肤病疾患の有無に関する診断書) ※診断日より1ヵ月以内のもの	【コピー可】 届出時に窓口で提出してください
5	<input type="checkbox"/> 従業する理容師が2名以上の理容所については、 そのうち1名が管理理容師であることを証する書類 ※管理理容師は他の理容所との兼任はできません	【コピー可】 届出時に窓口で提出してください
6	<input type="checkbox"/> 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法 第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り)	【コピー可】 届出時に窓口で確認後、返却します
7	<input type="checkbox"/> 手数料	16,000 円(現金)

問合せ先
 八尾市保健所 保健衛生課
 八尾市清水町 1-2-5
 TEL: 072-994-6643

<使用前検査の確認事項>

理容師法第12条、理容師法施行規則第25条、第26条、第27条、八尾市理容師法施行条例第7条 等

(1)常に清潔に保つための措置

- ①床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等の不浸透性材料を使用すること。
- ②洗場は、流水装置とすること。
- ③ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

(2)消毒設備を設けること(エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、逆性石けん、紫外線消毒器等)。

(3)採光、照明及び換気を十分にするための措置

- ①採光及び照明→理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度が100ルクス以上を確保できる設備を有すること。
- ②換気→理容所内の空気1 リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つことができる施設構造を有すること。

(4)その他市が条例で定める衛生上必要な措置。

- ①理容所と住居その他の施設とを区分すること。
- ②理容所には待合所を設け、作業場と区分すること。
- ③理容所の作業場及び待合所の面積の合計は、理容を行うときに使用するいすが3脚以下である場合にあっては13平方メートル以上とし、いすが3脚を超える場合にあっては13平方メートルに3脚を超えるいす1脚ごとに3.3平方メートルを加えた数値以上とすること。
- ④理容所と美容所を同一施設内において開設するときは、当該理容所における作業場及び待合所と当該美容所におけるこれらに相当する施設が区分されていること。
- ⑤皮膚に接する器具について、消毒済みのものとそれ以外のものとを区別して収納するために必要な設備を設けること。
- ⑥外傷に対する応急手当に必要な薬品及びガーゼその他の衛生材料を常備すること。

<よくあるご質問>

Q1 免許証を紛失したのですが。

A1 公益財団法人理容師美容師試験研修センターへ再交付の手続きをしてください。

(電話:03-5579-6878 ホームページ:<https://www.rbc.or.jp/workshop/diploma/>)

Q2 管理理容師講習会修了証を紛失したのですが。

A2 大阪府以外の都道府県で受講された方又は平成10年度以降に大阪府で受講された方は、(公財)理容師美容師試験研修センターへ再交付の手続きをしてください。

(電話:03-5579-6878 ホームページ:<https://www.rbc.or.jp/workshop/diploma/>)

平成9年度以前に大阪府で受講された方は、大阪府健康医療部環境衛生課へ修了済み証明の申請をしてください。

(電話:06-6944-9910 ホームページ:<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyoeisei/ribiyou/index.html>)

Q3 免許証、管理理容師講習会修了証に記載されている氏名に変更があるのですが。

A3 氏名が変更したことが分かる公的な証明書を持参してください。(戸籍謄本又は戸籍抄本、変更履歴が記載されている運転免許証等)

また、(公財)理容師美容師試験研修センターで書換え交付の手続きをすることができます。

Q4 救急薬品とは、何を用意すればよいですか。

A4 傷口面の消毒薬、絆創膏、ガーゼ、包帯等です。